入札公告書

下記の案件について、条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。　**なおこの入札は郵便入札により執行します。**

令和 8年11月27日

橿原市
橿原市長　亀田　忠彦

第1　入札に付する事項

1．契約番号	5083001240	
2．案件名	橿原市地域生活支援事業システム構築委託業務	
3．場所	橿原市内膳町地内	
4．契約期間	契約日の翌日から　令和10年 3月31日 まで	
5．業務概要	仕様書に記載のとおり　※仕様書等閲覧方法は下記第３を参照。	
6．予定価格	非公表	
7．最低制限価格	設定なし	
8．入札保証金	免除	
9．契約保証金	必要	※契約金額の 10/100　相当額以上の金額を納付
10．事後審査	あり	※下記第7「事後審査「あり」の案件の場合」を参照。

第2　入札に参加する者に必要な要件

本案件の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

1．橿原市入札参加資格者名簿に登載されている者で、以下の登録種別と地域区分に登録のある者であること。

●登録種別　**情報処理**

●地域区分　**指定なし**

2．仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日までに仕様書等閲覧資格確認申請書を提出し、仕様書等閲覧資格確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者（下記第3参照）であること。
3．地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当したために、競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
4．仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日から契約締結日まで、橿原市入札参加資格停止要綱（平成14年橿原市告示第208号）による資格停止措置を受けていない者であること。
5．破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続の開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
6．橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていない者であること。
7．入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。

第3　仕様書等の閲覧方法

この案件の入札に参加しようとする場合は、下記申請期限までに仕様書等閲覧資格確認申請書（指定様式）を契約検査課に提出し、閲覧資格の確認を受けること。

1．仕様書等閲覧資格確認申請書の様式は、橿原市ホームページ（入札・監督検査内）に掲載.
橿原市ホームページアドレス　http://www.city.kashihara.nara.jp
2．仕様書等閲覧資格確認申請書受付期日
令和 8年12月 2日　　正午まで
橿原市役所　契約検査課にＦＡＸまたはＥメールで提出すること。
ＦＡＸ番号　0744-24-9721　　Ｅメールアドレス　keiyaku@city.kashihara.nara.jp
3．仕様書等閲覧資格確認結果通知書の送付
契約検査課から仕様書等閲覧資格確認申請書を提出した者に対し、 **令和 8年12月 3日**　に、仕様書等閲覧資格確認結果通知書をＦＡＸにて送付する。確認結果通知書で閲覧資格を確認された通知を受けた者は、併せて記載している仕様書等閲覧方法に沿って閲覧すること。

第4　質疑回答に関する事項

質疑ができる者は、上記第3の仕様書等閲覧資格確認結果通知書で、仕様書等閲覧パスワードを通知された者のみとする。

1．質疑受付期限　　**令和 8年12月 9日(水)　正午まで**

2．回答予定日時　　**令和 8年12月10日(木)　午後3時00分頃**

3．質疑方法

①上記期限までに、契約番号・案件名・質疑文を記入(様式不問)し、契約検査課へＦＡＸまたはＥメールで提出すること。

②回答は、上記予定日時に橿原市ホームページ（入札・見積予報ページ内の各案件の公告書掲載箇所）に掲載する（回答書データの閲覧パスワードは仕様書等閲覧パスワードと同じ）。

※質疑受付期限後の質疑受付、回答後の再質疑受付はしないため、質疑内容の認識違い等が起こらないよう、質疑はできる限り具体的に記入すること。

第5　入札書の提出方法

①郵便入札による。(代理人での提出は出来ません。)

②一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかの方法により橿原郵便局留で郵送すること。

③入札書の郵送(到達)開始日から入札書到達期日までの間に橿原郵便局へ到達すること。

④入札書に必要事項を記入し記名押印のうえ、一案件につき一つの封筒（橿原市が指定する事項を記載すること)を作成し、該当入札書を入れて郵送してください。

※入札回数は２回を限度とします。

なお、再度入札参加者が１者であることが明らかな場合、再度入札は行いません。

第6　入札書到達期間、開札日時・場所および入札結果の公表

入札書到達期間

郵送(到達)開始日　：　開札日の１０日前（休日を含む）

入札書の到着期限　　令和 8年12月16日

開札日時・場所

令和 8年12月17日(木) 午後 2時20分　　リサイクル館かしはら3階　入札室

当該入札の入札者で開札立会いを希望する場合は、事前連絡の上、開札予定時刻までに開札場所へお越しください。入札者もしくは代理人(委任状必要)であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めます。(当該入札の入札者以外の者が開札立会人となることは出来ません。)

入札結果の公表

落札者が決定した日の翌日以降に、橿原市ホームページに掲載して公表する。

第7　事後審査「あり」の案件の場合

1．開札後、落札候補者と認められたものに落札候補者決定通知を行う。落札候補者決定通知後、決定日の翌平日の午後3時までに下記5の事後審査に関する「必要書類」を提出すること。

2．事後審査で必要資格を確認できた場合は、その落札候補者を落札者として決定し、契約締結に向けた手続きを行う。

3．事後審査で必要資格を確認できなかった場合は、事後審査結果通知書を通知する。その落札候補者の入札は無効とし、落札に値する金額を提示した業者で次順位の者を落札候補者として事後審査書類を確認する。落札に値する金額を提示した業者がいる限り、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

4．提出された事後審査書類は返却しない。

5．審査内容と必要書類

① 人口５万人以上の自治体において、令和３年９月１日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において国が定める標準仕様に準拠した標準準拠システム （住民基本台帳、個人住民税、障害者福祉等）と連携するシステム導入の契約実績（契約金額1,000万円以上）を1件以上有すること。

（必要書類）

契約書の写し

※本件入札への参加を希望される方は、ホームページ掲載「郵便入札について」も必ずご確認ください。

問合せ先　　橿原市役所　契約検査課　契約係　　ＴＥＬ0744-21-1112　　ＦＡＸ0744-24-9721

Ｅメールアドレス　keiyaku@city.kashihara.nara.jp